

## 「介護サービス情報の公表」制度における調査に関する指針

平成24年5月17日  
高知県地域福祉部高齢者福祉課

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の47の2の規定に基づき、調査の実施に関する指針を次のとおり定める。

### 1 調査を行う事業所等

- (1) 新規指定の日から1年を経過した事業所
- (2) 更新日から指定有効期間（6年）の間に1回
- (3) 自ら調査を希望する事業所
- (4) 報告内容に虚偽が疑われる事業所
- (5) 公表内容について、利用者等から通報があった事業所
- (6) その他特に調査が必要と認められる事業所

### 2 調査を行わない事業所等

- (1) 外部評価が義務付けされている地域密着型サービス事業所
- (2) 福祉サービス第三者評価を実施している事業所
- (3) 1事業所において複数のサービスを実施している場合で、主たるサービス以外のサービス

### 3 手数料

無料

### 4 調査項目

介護保険法施行規則別表第1及び別表第2に掲げる項目の内、県が必要と認める事項